

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的 社会的効果 (必須)	⑦ 「⑥」の事業の実施を不可能又は 困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧ 「⑦」の規制等の 根拠法令等 (必須)	⑨ 「⑦」及び「⑧」の規制・制度 改革のために提案する新たな措 置の内容 (必須)	⑫特記 事項 (任意)
11	宮崎県	みやざき 農業活力 創生特区	宮崎県 全域	<p>①食品分析技術の高度化と活用の促進 本県では、総合農業試験場において、残留農薬430成分、栄養・機能性120成分の分析が2時間で可能という、全国トップの成分一斉分析技術を開発しており、今年1月には、大学や民間企業と共同で研究を進めていた世界初となる超臨界流体技術を活用した分析装置(残留農薬500成分を50分で分析可能)の開発に成功した。 今後、この成分分析技術を活用した食品分析機関を設立し、食品検査の公的認証を取得することにより、食味や機能性の科学的評価の開発や農家・食品企業等のニーズに対応した残留農薬分析や機能性分析の拡大を図る。</p> <p>②エコフィードの拡大 畜産における飼料は約7割を海外からの輸入に依存しており、輸入飼料価格の高騰により畜産経営を圧迫している。このため、食品加工部門等と連携し、食品残渣を活用したエコフィードを拡大する。</p>	<p>①食品分析技術の高度化と活用の促進 食品成分分析機関を核とした分析技術の一層の高度化と利活用が図られることにより、安心・安全・健康に着目した商品ブランドの開発や有利販売につながり、輸出の促進や競争力のある産地の育成、さらには農家や地域の所得向上が図られる。</p> <p>②エコフィードの拡大 エコフィードを拡大することにより、輸入飼料価格に影響されにくい安定した畜産経営を実現する。</p>	<p>公的認証制度には、国際認証であるISO17025と、厚生労働省所管の食品衛生法に基づく登録検査機関制度があり、それぞれ異なる人的・設備的要件を満たす必要がある。</p> <p>食品循環資源の飼料化等を行う事業者についての登録制度や再生利用事業計画の認定制度が設けられ、収集運搬の許可が不要となるなど特例措置が講じられているが、一般廃棄物に限定されるとともに、再生利用業者(エコフィード製造業者)の産業廃棄物処理業の許可は取得する必要があるなど、必ずしもエコフィードの拡大に結びついていない状況にある。</p>	<p>食品衛生法 第33条、第35条</p> <p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 第11条、第19条</p>	<p>『残留農薬や機能性成分の分析に係る理化学的検査を行う場合において、新たな技術(超臨界流体クロマトグラフィー)を用いた設備で行った検査も公的な検査として認めるため、食品衛生法の別表で定める必要な設備の代替設備として容認するとともに、当該設備に係る技術上の基準を定めること等の所要の措置を講ずる。 また、ISO認証を取得した場合は登録検査機関と見なす。(食品衛生法)』</p> <p>エコフィードの製造に係る食品リサイクル法の特例については、一般廃棄物に加え産業廃棄物の再生利用も含む特例に拡大するとともに、再生利用計画の認定を受けた登録再生利用事業者(エコフィード製造業者)については、産業廃棄物処理業の許可を不要とする。</p>	

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的 社会的効果 (必須)	⑦ 「⑥」の事業の実施を不可能又は 困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧ 「⑦」の規制等の 根拠法令等 (必須)	⑨ 「⑦」及び「⑧」の規制・制度 改革のために提案する新たな措 置の内容 (必須)	⑫特記 事項 (任意)
				<p>③農地の集積による効率的な生産体制の構築 農業の担い手が減少する中、意欲ある担い手への農地集積による農地利用の効率化を図ることは重要である。このため、農地中間管理事業を活用した農地の集積を促進する。</p>	<p>③農地の集積による効率的な生産体制の構築 農地中間管理事業を活用した農地の集積が促進されることにより、担い手の規模拡大や土地利用の効率化による農業生産性の向上が図られる。</p>	<p>農地中間管理機構が「農用地利用配分計画」を定める場合、県の許可が必要で、県はこれを公告し、2週間公衆の縦覧に供することとされているが、利害関係人は当該農地の市町村にいる場合が多く、配分計画の許可・広告・縦覧を全て県の業務とすることは、手続きの迅速化の妨げとなっている。</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項</p>	<p>農用地利用配分計画に係る認可・公告・縦覧の手続について、借受者が賃借権を設定する農地と同一の市町村に所在する場合は、当該市町村の業務とする。</p>	
				<p>④スーパー認定農業者(仮称)の育成 現行の認定農業者制度が想定する所得目標では家族経営体が目指す目標としては不十分な水準であることから、現行の目標を上回る所得(倍増)や経営規模の拡大、革新的技術の導入等を目標とする地域の中心となる農家(スーパー認定農業者)を育成する。</p>	<p>④スーパー認定農業者の育成 高い目標を目指す経営を展開するスーパー認定農業者を育成することにより、この農業者を中心にマーケットニーズに対応した生産・販売を行う収益性の高い産地の育成が図られる。</p>	<p>現行の認定農業者制度が想定する農家像は、サラリーマン並みの所得を目指しており、家族経営体が目指す目標としては不十分な水準であり、農業・農村の所得倍増を目指す上で、高所得や経営規模拡大、新技術導入等を旨とする、地域の中心となる経営体の育成が必要である。</p>	<p>農業経営基盤強化促進法 第12条</p>	<p>現行の認定農業者制度に加え、高所得(現在の所得目標の倍増程度)や規模拡大、新技術導入等を旨とする農家を新たに「スーパー認定農業者(仮称)」として認定し、資金調達や国庫事業の優先採択等の優遇措置を創設する。 ※具体的な優遇措置 ・スーパーL資金貸付限度額の拡大、償還期間の延長(25年→30年) ・補助事業の優先採択</p>	

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的 社会的効果 (必須)	⑦ 「⑥」の事業の実施を不可能又は 困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧ 「⑦」の規制等の 根拠法令等 (必須)	⑨ 「⑦」及び「⑧」の規制・制度 改革のために提案する新たな措 置の内容 (必須)	⑫特記 事項 (任意)
				<p>⑤東南アジア地域との人材育成・技術協力体制の構築 地元大学との連携による東南アジア地域との連携強化を図り、人材育成や技術協力体制を構築するとともに、外国人技能実習制度の活用を図る。</p>	<p>⑤東南アジア地域との人材育成・技術協力体制の構築 東南アジア諸国が求める農業近代化に向けた農業技術者育成のシステムが構築され、技能実習生の高度な技能修得が可能となるとともに、関係国との関係強化、人的・技術交流が促進され、グローバルな視野をもった経営体の育成につながる。</p>	<p>現行の外国人技能実習制度は、期間が3年に限定され、延長等も認められておらず、海外との技術交流を進める上で期間が不十分である。(2015年中には5年に延長される見込み) この制度の対象職種に食品製造関係に一次加工が含まれていない。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2技能実習制度推進事業等運営基本方針(厚生労働大臣公示平成5年4月5日)</p>	<p>外国人技能実習制度の期間を3年間から5年間に延長するとともに、農産加工を対象職種に加える。</p>	
	宮崎県	みやざき 農業活力 創生特区	全国	<p>⑥自動走行の実証試験 本県は大消費地から遠隔地にあり、トラック輸送は青果物輸送の9割を占める基幹物流であるが、急速なドライバー不足から物流体制の維持が困難になるおそれがある。 このため、国等において、将来の実用化に向けて、自動車専用道路等を活用した輸送トラックの自動走行の実証試験を行う。</p>	<p>⑥自動走行の実証試験 自動走行の実証試験をとおして、複数トラックの輸送団による自動走行を実現することにより、輸送コストの低減が図られる。</p>	<p>道路交通法及び道路交通条約では、運転者が操作を行うことが前提とされており、自動走行は想定されていない。</p>	<p>道路交通法第70条 道路交通に関する条約(ウィーン,1968) 第8条</p>	<p>自動走行や隊列走行等に係る研究開発を促進するため、公道での無人トラックによる実証走行が行えるよう、規制の緩和を行う。</p>	